

答 弁 書

【質問項目及び内容】

- 1 コロナ禍の諸施策について
 - (1) 今後のワクチン接種のあり方について
 - (2) 社会のデジタル化への対応について
 - (3) オンライン授業の実現について

【答 弁】

- 1
 - (1) 本市では、接種を進めるに当たり、接種機会の提供や利便性向上のため、国からのワクチン供給量が不透明な中で、様々な改善に取り組んで参りました。

主なものとしては、多数の問合せに対応するためのコールセンター回線数の増強やオペレータの増員、各区役所へのワクチン接種予約方法相談窓口の設置、予約が取れない方に対するコールセンターや市ホームページ等での接種予約枠のある個別接種協力医療機関の御案内、接種を推進するための集団接種会場の増設や予約枠の拡充、個別接種協力医療機関に対する接種回数の増加への御協力依頼やウェブ予約導入の勧奨などが挙げられます。

しかしながら、予約が取りづらい、分かりづらいという御意見もいただいております。予約方法や接種体制などには、なお見直すべき課題があると認識していることから、これまでの経験を踏まえつつ、取組を総括するとともに、接種に御協力いただいている市医師会とも協議しながら、予約システムの刷新や接種体制の拡充など、更なる円滑な接種に向けた検討を進めて参りたいと考えております。

(所管局：保健福祉局)
 - (2) 各種相談事業のリモート化については、相談事業の所管課において、利用者のニーズや個々の相談事業の特性に応じて実施しており、今年度は、千葉市ふるさとハローワークや発達障害者支援センターの相談業務に導入したところです。

この相談事業のリモート化は、緊急性の高い相談へ迅速に対応できるほか、感染症対策や相談場所への移動が不要になる等の利点があると考えており、今後も更に活用して参ります。

一方で、特にインターネットを利用する場合には、個人情報の取扱い等へ配慮が必要であると考えております。これまでもWEB会議サービスの利用における個人情報の取扱い等の注意喚起を行うなど、職員の意識向上に取り組んでおり、相談事業のリモート化における情報セキュリティの確保についても、改めて留意すべき事項を整理して庁内周知を行う予定です。

引き続き、個人情報の取扱いには十分配慮しながら、相談事業のリモート化を推進して参ります。

市民のデジタルデバイドの解消については、総務省の「デジタル活用支援に関する全体構想」において、スマートフォンなどを利用できない全国の60歳以上の高齢者は4,362万人のうち2,022万人と推計しており、これを本市に置き換えた場合、約14万2,000人もの高齢者が見込まれ、高齢化と社会全体のデジタル化が更に進展していく中で、重要な課題であると認識しております。

また、内閣府が本年1月に公表した「情報通信機器の利活用に関する世論調査」の結果によれば、スマートフォン等を利用していない理由として、「どのように使えばよいかわからない」などと回答した人が4割を超えている一方、「様々な情報を閲覧できる検索サイト」や「交通機関・道路ルートの検索」などのサービスを利用したい人の割合がそれぞれ7割程度であることが示されています。

このようなことから、今年度は、国の「デジタル活用支援事業」を活用して、携帯電話事業者等と連携し、60歳以上の高齢者を対象とした、スマートフォンの初心者向け体験会や地図機能の使い方等の講座を公民館や生涯学習センターにおいて、本年9月から約50回開催することとしました。

来年度以降は、今年度事業を検証しつつ、講座内容等の充実を図るほか、ボランティアや学生など地域で教えられる人材の育成やICTを地域で学び合う仕組みの構築など、デジタルサービスの活用を支援する施策について検討を進めて参ります。

街なかの無料Wi-Fi環境整備については、来訪者サービスの向上、観光客誘客、災害時の活用等の観点から、全国的にWi-Fi環境の整備が進められており、社会のデジタル化が進展する中で、本市においても、有効な取組の1つと考えられます。

現在、市内には、民間事業者が提供している無料Wi-Fiスポットが多数ありますが、市民が利用するに当たっては、個人情報保護などの安全性への懸念や、接続の利便性が課題となっています。

このような中、信頼性の高い無料Wi-Fiスポットを横断的かつスムーズに利用することができるスマートフォンアプリが民間事業者から提供されており、これらの課題に対応が可能であると考えられることから、このようなアプリについて、より市民に分かりやすく紹介することができるよう、デジタル活用に係るホームページを新規に作成し、これまで以上に周知を図って参ります。

なお、市内の無料Wi-Fi環境の安全性、利便性を更に改善するためには、SSIDの統一化などによって広く進めていく必要がありますが、複数の事業者が提供しているため、利用規約やセキュリティレベルなどサービス水準が異なることに加え、技術面や費用面での検証も必要であることから、引き続き、先進事例の調査を進めて参ります。

(所管局：総務局、総合政策局)

- (3) コロナ禍において、市立小・中学校、小中特別支援学校では、登校できない児童生徒への学習保障の手立てとして、健康観察、心のケア、学習支援を行うオンライン指導や授業のライブ配信の取組を進めております。また、休校等に備えたオンライン授業の準備が整ったことから、教育委員会が配布した資料等を基に、一部の学校で既に実施しております。

引き続き、ICT活用研究協力校における実践や市内の好事例を教職員が共有する環境を充実させていくとともに、これまでの実践から、接続状況の確認に時間を要することや対面授業とオンライン授業の両立など、明らかになった課題を改善していくよう、積極的なICTの活用の促進に努めて参ります。

今後も、必要に応じ、オンライン授業への切替が速やかに可能となるよう、取組の更なる課題を集約し、改善しつつ、児童生徒の学習保障と主体的・対話的で深い学びにつながるオンライン教育の取組を積み重ねて参ります。

また、就学援助制度においてオンライン通信料も対象とすることについては、国は、オンライン教育推進のため、昨年6月に「要保護児童生徒援助費補助金交付要

綱」を改正し、「オンライン学習通信費」を新設しました。

制度の活用に当たっては、準要保護認定者全員に一律で支給するのか、世帯単位で支給するのか、家庭においてオンライン学習を行った者のみの支給とするのか等の課題を整理する必要があることから他政令市等の取組状況について調査研究して参ります。

(所管局：教育委員会)

【質問項目及び内容】

2 地域交通施策について

【答 弁】

2 千葉市地域公共交通計画については、本年7月に開催した第6回千葉市地域公共交通活性化協議会において、計画に位置付ける55の施策等を含め素案全体をお示したところです。

素案では、「利用者の減少」、「交通事業者の収益悪化」、「サービスの低下」により、更に「利用者の減少」を招く負のスパイラルによって、交通ネットワークの持続性が損なわれないよう、鉄軌道やバスの交通モードにおける市内の交通ネットワークを輸送力や運行頻度によって分類した「根幹軸」、「幹線軸」及び「支線軸」について、各軸の今後の方向性を示しております。

また、既存の交通ネットワークではカバーすることが困難な公共交通不便地域や、地域周辺に公共交通が運行しているもののスポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域への対応として、新たに「支え合い交通」を設定しております。

「支え合い交通」とは、地域住民や企業等が中心となって地域の移動を支え合うもので、既存の公共交通に接続することで、公共交通利用者の裾野を広げるなど、既存の公共交通と調和して地域の暮らしを支えることを目指しており、スポット的に公共交通へのアクセスが困難な地域では、グリーンスローモビリティ等を想定しております。

グリーンスローモビリティについては、昨年度、桜木地域で実証調査を実施していることから、今後、地域の皆様をはじめ交通事業者等の関係者を交え十分に検証する等、持続性や効果的な支援方策等について、他の地区への展開も視野に、地域との連携方策等のノウハウの蓄積を進めて参りたいと考えております。

今後、千葉市地域公共交通計画については、改めて協議会において素案の調査、審議を進め、今年度末を目途に策定し、公表して参りたいと考えております。

(所管局：都市局)

【質問項目及び内容】

3 人と動物の共生する社会について

- (1) 地域課題への対応体制について
- (2) 本市動物行政の目指す方向性について

【答 弁】

3

- (1) 公園や市街地などにおける猫への不適切な給餌問題や飼養者による不適切な飼育問題など、地域が抱える課題は年々、多様化してきており、これらの地域課題への

対応に当たっては、動物部門の取組だけでなく、所管部局等との連携が重要であると認識しております。

また、区役所においては、災害時のペットの同行避難等の相談も寄せられ始めており、動物保護指導センターや避難所運営委員会への案内を行っておりますが、市民の皆様身近な行政機関として、背景にある課題の有無等も踏まえて所管部局等との更なる連携について検討して参ります。

加えて、動物の多頭飼育崩壊にごみ屋敷が関係しているなど、様々な分野の問題が複雑に絡み合うような事例も顕在化していることから、庁内横断的組織である「地域共生社会推進事業部」において、包括的な支援体制の在り方について検討を進めて参ります。

さらに、ペットに関する様々な問題は地域的かつ現代的な課題と捉えており、解決に当たっては市民の皆様への教育的なアプローチが必要であることから、生涯学習による取組は有効な手段のひとつであると考えております。

生涯学習施設である生涯学習センターや公民館では、市民の皆様のニーズに対応した学習機会の提供や、地域課題の解決に向けた支援を行っており、ペットに関する知識や正しい飼育方法などを学ぶための主催講座の開催、課題解決に取り組むための活動場所の提供、必要な人材のコーディネートなどについては、担うべき役割であると考えております。

(所管局：保健福祉局、市民局、教育委員会)

- (2) 環境省が平成26年6月に公表した「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」のアクションプランでは、殺処分をなくすための対策として、「飼い主・国民の意識の向上」、「引取り数の削減」、「返還と適正譲渡の推進」という3つのプロセスが示され、これを経て殺処分をできる限り減らし、最終的に殺処分をゼロにつなげるものとされています。本市では、こうした考え方にに基づき、殺処分ゼロのみを単に目的とするのではなく、示されたプロセスの一層の取組強化を図り、その結果として、アクションプランにおいて掲げられた「不必要な殺処分をゼロ」につなげていくことが大切であると認識しております。また、こうした取組の充実を通して動物の遺棄、虐待がなくなるよう取り組んで参ります。

本市では、これらのプロセスに係る各種施策に取り組んできたところでありますが、これまでに市民の皆様から寄せられた御意見、また、現在行っているボランティアの方々、市獣医師会の皆様、一般市民及び本市職員をメンバーとする意見交換会などでの御意見や御要望等を踏まえ、各プロセスに係る取組の現状と課題を整理するとともに、一層の施策充実に取り組んで参ります。

(所管局：保健福祉局)